

## 流山市観光プロモーションデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市の魅力を広くPRし、観光客の誘致を図ることを目的として制作された流山市観光プロモーションデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み等)

第2条 デザインを使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）は、その使用を開始しようとする日の10日前まで（当該期限が流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、当該期限の直前の休日でない日）に流山市観光プロモーションデザイン使用申込書（別記第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込み（以下「使用申込み」という。）があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を承認しないものとする。

- (1) 流山市の信用若しくは品位を傷つけるとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が利用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、デザインの使用が不適當であるとき。

3 市長は、使用申込みがあった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、流山市観光プロモーションデザイン使用承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）により、その内容を使用申込者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定によりデザインの使用についての承認（以下「使用承認」という。）を行うに当たり、次に掲げる条件その他市長が必要と認める条件を付する。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 市長が定める手引き等に従ってデザインを使用すること。

(3) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(4) デザインを使用して作成した商品その他の物は、完成後、その形状の分かる画像又は写真等を速やかに市長に提出すること。

(5) 第2項各号に該当する使用を行わないこと。

(使用期間)

第3条 デザインの使用期間は、使用承認の日から当該日の属する年度の末日までを限度として市長が決定する。なお、デザインの使用期間満了後も引き続きデザインを使用しようとする者は、再度使用申込みを行い、使用承認を受けなければならない。

(使用申込み不要の場合)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申込みを不要とする。ただし、あらかじめ市長とデザインの使用について協議しなければならない。

(1) 流山市が主体となって実施する事業等でデザインを使用するとき。

(2) 国・地方公共団体及び学校等が広報等でデザインを使用するとき。

(3) 報道機関が報道のためにデザインを使用するとき。

(4) その他市長が認めたとき。

(承認内容の変更の申込み等)

第5条 使用承認を受けた者で当該使用承認の内容について変更しようとするもの（以下「変更申込者」という。）は、あらかじめ、流山市観光プロモーションデザイン使用承認内容変更申込書（別記第3号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申込み（以下「変更申込み」という。）について準用する。

3 市長は、変更申込みがあった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、流山市観光プロモーションデザイン使用承認内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により、その内容を変更申込者に通知するものとする。

(使用終了の申出)

第6条 使用承認を受けた者が、事業等の中止又は終了により、当初の予定期間より早くデザインの使用を終了したときは、市長へ速やかに書面によりその旨を申し出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認(変更承認の内容も含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

(1) デザインの使用がこの要綱及び使用承認の内容に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による使用承認の取消しは、流山市観光プロモーションデザイン使用承認取消通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(損害賠償の責任)

第9条 市長は、デザインを使用したこと、使用できなかったこと又は使用できなくなったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。